

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要に対する 意見公募要領

令和8年5月20日
人材局企画課

1. 意見公募の趣旨

経験者採用試験は、民間企業等における勤務経験等を有する者を国家公務員の係長級以上の官職に採用するための採用試験であり、その受験資格については、官職等に応じて、人事院が定めることとされています。

今般、従来実施している気象庁経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格について、当該試験の対象官職に係る近年の業務内容の変化等を踏まえ、受験者を広く誘致する観点から、大学等又は大学院の課程等において修める必要のある課程に関する要件を撤廃するため、平成26年人事院公示第22号の一部改正を予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集対象

「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」の概要

3. 資料入手方法

- e-Govパブリック・コメント及び人事院ホームページに掲載
- 窓口での配布
人事院事務総局人材局企画課
(東京都港区虎ノ門2-2-3虎ノ門アルセアタワー14階)

4. 意見募集期限

令和8年6月18日（木）（必着）

5. 意見提出方法

御意見は、以下のいずれかの方法により、日本語で記入の上、送付してください。なお、電話及び窓口への持込みによる御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) e-Govパブリック・コメントの意見入力フォーム

意見募集案件における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力**のボタンをクリックし、意見入力フォームより提出を行ってください。

(2) 郵送

別添の意見提出用紙のとおり氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、下記の住所宛に送付してください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー14階
人事院事務総局人材局企画課制度第一班 宛

※ 意見提出用紙には、氏名（企業・団体名等）、連絡先（住所、電話番号、お持ちであれば電子メールアドレス）を必ず明記してください。御意見の内容を十分把握するため連絡を取らせていただくこともありますので、漏れなく御記入ください。

6. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

頂いた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

